5　事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、非特定需要及び特定需要ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

6　事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

（需要種別への配分等）

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第八条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費
二　第八条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費
三　第七条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有非ネットワーク需要家費

第十一条　事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、送配電非関連固定費に整理しなければならない。

3　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの託送収益（電源線に係る収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、当該事業者の実情に応じて設定した基準であって、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費に配分することにより整理しなければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額	第九条第五項の規定により算定された値	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額	第九条第四項第四号の規定により算定された割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	第九条第六項の規定により算定された割合	追加非ネットワーク需要家費

第十三条　事業者は、原価算定期間における当該事業者の旧供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに接続供給に係る電気であって、当該事業者の旧供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用（以下「振替損失調整額」という。）並びに当該事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気に係る費用を算定し、送配電非関連可変費に控除する額として整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連可変費を、非特定需要及び特定需要ごとに、同表中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額	第九条第四項第四号の規定により算定された割合	追加可変費

第十四条　事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第六条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第十五条　事業者は、原価算定期間における自らの供給に係る接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）及び自らの供給に係る変更賦課金（連系線使用の変更に係る賦課金をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「変更賦課金相当額」という。）を算定し、接続検討料相当額を送配電非関連固定費に、変更賦課金相当額を送配電非関連可変費に加える額として整理しなければならない。